県民税の申告はお早めに!

申告期間は2月18日(月)から3月17日(月)までです。 出張受付は早 く始まりますので、 場所や日時を確認のうえ来場ください。

昨年度、市民税・県民税申告書を提出されたかたに送付 申告書が届かなくても申告が必要と思われるかたは、 い合わせください。 申告書の提 申告会場は混雑が予想されますので、 同封の返信用封筒をご利用ください。 出は郵送が便利です。

(2)雑所得



甲告の必要なかた

1平成20年1月1日現在、 ①給与所得(アルバイト・パート賃 税務署に確定申告をしないかた。 を有し平成19年1月1日から12月31 日までに次の①~⑤の所得があり、 市内に住 所

金を含む

②給与所得以外に、家賃、配当、 ①勤務先から市役所へ給与支払報告 稿料、 書が提出されていないかた 年金などの所得があったか

市民税・県民税の申告は必要です。) 得の合計額が20万円以下の場合、 所得税の確定申告は不要ですが、 ているかたで、給与所得以外の所 (1社のみから給与の支払を受け

④医療費控除など各種控除を受けよ ③2社以上から給与を受けたかた うとするかた

(3)事業所得

の所得控除を受けようとするかた で、社会保険料控除、扶養控除など 公的年金などの収入があったかた

営業・農業などの所得があっ たか

(4)不動産所得

土地・家屋などの貸し付けによる

5配当・譲渡・一時所得 所得があったかた

あったかた 産の譲渡から生ずる所得、生命保 株式などに対する利益の配当、 険契約などに基づく一時金などが 資

2

項に該当しなくても、国民健康保

険、

児童手当、

老人医療費などの受

控除が適用されます。

※駐車場に限りがありますので車での来場はご

付けを終了する場合があります。

※出張会場は、混雑により受付時間内でも受け できませんので税務署へ問い合わせください。※所得税の住宅借入金等特別控除の受け付けは 控除申告も忘れずに

控除され税負担の軽減ができます。 申告することによって所得金額 か

扶養控除

配偶者控除

配偶者特別控除 障害者控除

寡婦(夫)控除 ·勤労学生控除

医療費控除※1 寄付金控除 地震保険料控除※3など ·生命保険料控除 社会保険料控除※2

※1医療費控除の申告をされる場合に

は、かかった人ごと、医療機関ご

※3平成20年度課税分から、 ※2国民年金保険料納付額証明書の提 りました。なお、平成18年12月31に係る損害保険料控除は廃止にな 約については、従前の損害保険料 日までに締結した長期損害保険契 除の適用ができません。 出のない場合には、社会保険料控 これに伴い、短期損害保険料契約 震保険料控除が創設されました。 ください。 とに事前に計算を済ませてお 新たに地 いて

ほか各種税証明を必要とするかたも 給の関係で申告が必要なかた、 申告が必要となります。 その

4平成18年中に所得があり所得税が課 3平成20年1月1日現在、 成19年中の所得が減少し、所得税が 税されていたかたで、退職などで平 住所はないが、事務所・事業所また は家屋敷を市内に有するかた。 川 口 市内に

課税されなくなったかた。(税務署に 所得税の確定申告をしたかたを除く

5

経費などに関する領収書

医療費の支払いに関する領収書

筆記用具、

電卓

・そのほか申告に必要とする書類

申告受付日程

○出進承付

◎田饭叉刊			
受付会場	出張受付日		受付時間
芝市民ホール		7日(木)・8日(金)	
戸塚公民館		13日(水)・14日(木)	
神根公民館	2	15日(金)	9:00~11:00
安行公民館	月	21日(木)	13:00~15:00
新郷公民館		26日(火)	
西公民館		29日(金)	

◎市役所受付					
受付会場	市役所受付日	受付時間			
市民会館 1階会議室	2月18日(月)~3月17日(月) ※土日を除く	9:00~16:00			
	2月24日(日)	9:00~11:00 13:00~16:00			

申告に必要なもの

- 市民税・県民税申告書
- 印鑑 申告されるかた名義の預貯金口 座 番
- 与や年金の源泉徴収票など) 収入のわかる書類(平成19 年中の
- 生命保険料や地震保険料の控除 証
- 社会保険料(健康保険、 証明書、領収書 介護保険料など) 書(領収書など) の支払いに関する 国民年金、

2

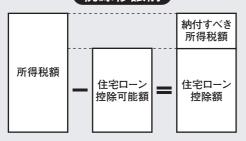
申告をお忘れなく!

申告や申請により税が軽減される制度がありますのでお知らせします。

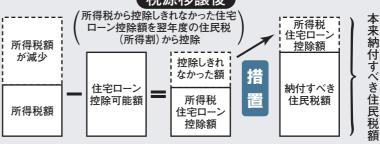
●市民税·県民税(住民税)の住宅ローン控除 申告期限:3月17日まで

税源移譲で、所得税が減額となり、控除できる住宅ローン控除額が減る場合があります。平成11年から平成18年末までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けているかたで、所得税から控除しきれなかった額がある場合は、住民税(所得割)から控除できます。給与所得者で、住宅ローン控除などが年末調整済みのかたは、市役所に郵送か、各申告会場に申告してください。また、確定申告を行うかたは確定申告書と一緒に税務署へ郵送もしくは確定申告書作成会場へ申告してください。※期間中に申告しないと、控除が適用されない場合がありますので、必ず申告してください。申告用紙(計算機能付き)は市のホームページからダウンロードできます。

税源移譲前



(税源移譲後



●市民税・県民税(住民税)の年度間の所得変動に伴う減額措置

税源移譲で、所得税率の変更による税負担の軽減の影響は受けず、住民税率の変更による税負担の増加の影響のみを受けるかたについては、平成19年度の住民税から、税源移譲により増額となった住民税相当額を還付します。対象者は、平成18年中に所得があり所得税が課税されていたが、退職などで平成19年中の所得が減少し所得税が課税されないかたが該当になります。平成19年度と平成20年度の課税対象となる所得を比較して適用されますので、該当するかたは、収入がなくても平成20年度市民税・県民税の申告(2月18日~3月17日)が必要となります。

※該当者には6月中に減額申告書を送付予定です。減額の申告は平成19年1月1日現在お住まいの市区町村へ、申告期間 内(平成20年7月1日~31日)に申告してください。

平成19年中に亡くなられたかたや、海外へ転出されて平成20年1月1日現在国内に居住されていないかたは対象となりません。

固定資産税の減額措置

■住宅耐震改修をしたかた

昭和57年1月1日以前に建築された住宅について、一定の要件を満たす30万円以上の耐震改修工事を行った場合に、工事完了後3ヵ月以内に申告すると、一定期間固定資産税額が2分の1に減額されます。

■住宅のバリアフリー改修をしたかた

高齢者、障害者のかたなどが居住する平成19年1月1日以前に建築された住宅で、平成19年4月1日から平成22年3月31日までの間に一定のバリアフリー改修工事を行った場合に、工事完了後3ヵ月以内に申告すると、翌年度分の固定資産税額(床面積100㎡までが限度)の3分の1が減額となります。

※火災に遭われたかたや相続税の物納許可を受けたかたなどには減免制度もあります。詳しくは固定資産税課に問い合わせください。

確定 開 2 設 月 受付を終了する場 混 開 無 土 公共交通機関をご利用くださ 、料駐輪場はありません。 雑 申告書作成 状況 し 24 日 日 ま 曜 によっ す。 日 日 日 は 開 会場には 7 と 3 設 合 は受付 し が 月 ま ありま 2 日 せ 無料 詩 ん。 来場に -駐車場 間 す 日 ただ 内 はし は ŧ

場所	受 付 日	時間
リリア 1階展示ホール	2月13日(水)~2月15日(金)	
キュポ・ラ4階 川口駅前市民ホール フレンディア	2月18日(月)~3月4日(火)	9 :00 \$ 16:00
リリア 1階展示ホール	3月5日(水)~3月17日(月)	

西川口税務署

会場 間 るこ 提 て提 確定申告書の作成 ホ は ユ ح 띮 ポ 確 は 4 が 出してくださ 税 . できます 定 あ ~° できます ラで行いま 申 ŋ 務 ージ 署の 告 ŧ 書等 せ 庁舎に 0 (http://www.nta.go.jp) ん。 でご利用くださ 0 作 確 す。 11 で、 成 コー 受付 確 定申告書 ご自 ま な 定 らた、 ナ 申 お、 をリ |身で 一告書 1 郵 は 1] 作 で 作 玉 0) ア 税 成 期 と 成作

問い合わせ 市民税・県民税の申告…川 口 市 役 所 固 定 資 産 税 の 申 告…川 口 市 役 所 所 得 税 の 確 定 申 告…川 口 税 務 署

市 民 税 課 **ぐ**(258) 1110 固定資産税課 **ぐ**(258) 1110 個人課税部門 **ぐ**(252) 5186

個人課税部門 **(**252) 5186 個人課税部門 **(**253) 4680

6 青木2-2-17 6 西川口4-6-18